

宇多津町東京圏移住支援事業補助金

東京23区の在住者又は東京圏（東京・神奈川・千葉・埼玉）在住で23区への通勤者が、宇多津町に移住し、香川県が選定した中小企業等に就職した場合等に、補助金を支給する「移住支援制度」です。

申請期間：実施当該年度の4月から2月末日まで（※閉庁日を除く）

1. 支援金額
2. 支給要件
3. 支給された支援金の返還
4. 申請書類

1. 支援金額

次の金額を、町から一括して支給します。
使途の限定や、使途の報告を求めることはありません。

区分	支援金の額
2人以上の世帯での移住の場合（※1）	100万円
単身での移住の場合	60万円
18歳未満の世帯員を帯同して移住の場合（※2）	100万円を加算

（※1）2人以上の世帯での移住の場合は、次の全てに該当する必要があります。

☐ 申請者を含む2人以上の世帯員が移住する前の在住地において、同一世帯に属していたこと。
☐ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
☐ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後3か月以上1年以内であること。
☐ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(※2) 18 歳未満の世帯員を帯同して移住の場合は、次の**全て**に該当する必要があります。

☐ 18 歳未満の世帯員は、申請日の属する年度の4月1日時点において 18 歳未満であること。(ただし、申請日の属する年度の4月2日が 18 歳の誕生日の者は対象とする。)

☐ 18 歳未満の世帯員は、補助対象者の配偶者でないこと。

2. 支給要件 (1) ～ (4) を満たす必要があります。

(1) 移住元の要件

次の**全て**に該当する必要があります。

なお、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した方については、その通学期間も対象期間とすることができます。

また、「移住」とは、宇多津町に住民票を異動し、生活の本拠を宇多津町へ移すことをいいます。

☐ 移住直前の 10 年間のうち、通算5年以上、東京 23 区内に在住 又は 東京圏のうちの条件不利地域(※3)以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤(※4)をしていたこと

※ 直近の 10 年間で居住と通勤を合算することも可能です。

(例) 直近 10 年間のうち、4年を杉並区で居住、2年を八王子市に居住し新宿区の法人等へ通勤した場合、通算6年となり、支給対象となります。

☐ 移住直前に、連続して1年以上、東京 23 区内に在住 又は 東京圏のうちの条件不利地域(※3)以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤(※4)をしていたこと

※ 居住と通勤を合算して連続1年以上であれば支給対象となります。連続しての通勤については、3カ月以内の通勤していない期間であれば、連続しての通勤として取り扱います。

(例) (東京圏の条件不利地域外に在住しながら)3カ月の通勤→3カ月以内の通勤していない期間→6ヶ月の通勤の場合、連続して9カ月の通勤となります。

(※3) 「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。

東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
-----	--

埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村

(※4)「法人等への通勤」とは、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

(2) 移住先の要件

次の**全て**に該当する必要があります。

☐ 支援金の申請時において、移住後3か月以上1年以内であること。
☐ 宇多津町に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) 就業またはテレワークまたは関係人口または起業の要件

それぞれ**全て**に該当する必要があります。

就業(一般)の場合	就業先	☐ 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する。
		☐ 『ワクサポかがわ』に <u>移住支援事業の対象</u> として掲載している求人或、又は、他の都道府県が移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載している求人の対象法人である。
		☐ 申請者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でない。 「経営を担う職務」とは、以下をいいます。 ●会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社)の場合 取締役、会計参与、監査役 ●社会福祉法人の場合 理事、監事、評議員、会計監査人 ●医療法人、NPO 法人の場合 理事、監事

就業（一般）の場合	就業条件等	☐ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、かつ、申請時において対象法人に連続して3か月以上在職していること。
		☐ マッチングサイトに求人が支援金の対象として掲載された日以降に同求人への応募をした。 ※「応募をした」とは、採用面接の申込みを行ったことをいいます。
		☐ 就業先の対象法人に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している。
		☐ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用である。
就業（専門人材）の場合	就業先	☐ 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する。
		☐ 香川県プロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用しての就業である。
	就業条件等	☐ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、かつ、申請時において対象法人に連続して3か月以上在職している。
		☐ 就業先の対象法人に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している。
		☐ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用である。
		☐ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない。
テレワークの場合	☐ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。	
	☐ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。	
	☐ 所属先企業等が、国のデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で当該移住者に所属先企業等からの資金提供がなされていない。	

関係人口の場合	本町への移住前から本町の地域の人々とかかわりを有する者のうち、農林水産業等に就業するなど、地域の労働力及び担い手の確保に資する者であって、次のすべての要件に該当すること。 ① 支給対象者が次のいずれかに該当すること。 ☐ 本町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者 ☐ 本町に居住経験のある者 ② 地域の労働力及び担い手の確保の要件が次のいずれかに該当すること。 ☐ 農林水産業に就業する者 ☐ 家業等へ就業する者 ☐ 本町が認めた企業に就業した者 ☐ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域活動の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者
起業の場合	☐ 移住支援金申請までの1年以内に、香川県が実施する起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を受けている。 ※ 起業支援金の詳細は、香川県産業政策課（電話 087-832-3353）へお問い合わせください。

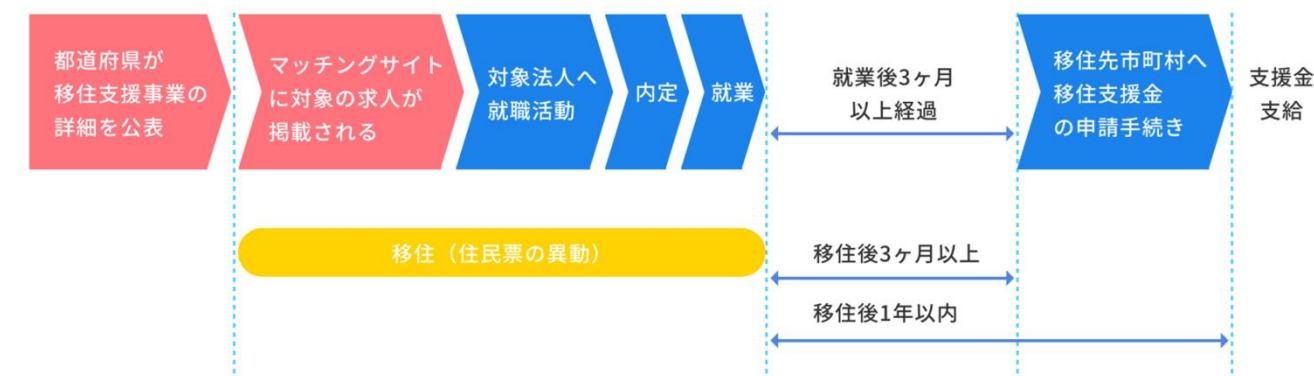
（４）その他の要件

次の全てに該当する必要があります。

☐ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
☐ 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
☐ 補助対象者は、過去 10 年以内に補助対象者を含む世帯員として補助金を受給していないこと。ただし、補助金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年経過し、18 歳以上となり、香川県及び本町が認める場合を除く。
☐ 補助対象者が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した県税及び市町税を完納していること。

- 補助対象者を含む全ての世帯員が、香川県移住促進・民間賃貸住宅借上げ料等支援事業補助金及び地方就職学生支援事業補助金を間接補助金として受給していないこと。

◎ 支援金の交付の流れ



3. 支給された支援金の返還

支援金を支給された後、**次のいずれかに該当する場合は、返還していただきます。**

ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合は返還の対象外となります。

全額返還	・虚偽の申請等をした場合
	・支援金の申請日から3年未満で香川県外の市区町村に転出した場合
	・(就業に関する要件を満たすとき)支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合
	・起業支援金の交付決定を取り消された場合
半額返還	・支援金の申請日から3年以上5年以内に香川県外の市区町村に転出した場合

4. 申請書類

提出する申請書類は、在住地や通勤形態により次の3パターンに分けられ、さらにそれぞれで就業等要件によって5パターンに分けられます。

①23 区に在住していた方

		就業（一般）	就業（専門人材）	テレワーク	関係人口	起業
1	宇多津町東京圏移住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）	●	●	●	●	●
2	移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項及び個人情報の取扱い（様式第1号別紙1・別紙2）	●	●	●	●	●
3	就業証明書（様式第2号）【就業】※1	●	●			
4	就業証明書（様式第3号）【テレワーク（就業者用）】※1			●※2		
5	就業証明書（様式第4号）【テレワーク（個人事業主・フリーランス用）】			●※2		
6	就業証明書（様式第5号）【関係人口（就業者用）】※1				●※2	
7	就業証明書（様式第6号）【関係人口（個人事業主用）】				●※2	
8	勤務状況等に関する申告書（様式第7号）			●		
9	官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で、本人の写真を貼付したもののコピー 例：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等のコピー	●	●	●	●	●
10	住民票【世帯申請の場合は申請者を含む世帯全員分】	●	●	●	●	●
11	移住元での住民票の除票、又は戸籍の附票【世帯申請の場合は申請者を含む世帯全員分】（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）	●	●	●	●	●
12	香川県税及び本町の町税に滞納がないことを証明する書類【世帯申請の場合は申請者を含む世帯全員分】	●	●	●	●	●
13	東京 23 区内の大学等の在学期間の分かる卒業証明書等の書類（東京 23 区内の大学等へ通学していた場合）	●	●	●	●	●
14	起業等スタートアップ支援補助金の交付決定通知書のコピー					●

※1 No.3、4、6 は就業先で作成。

※2 No.4 と 5 はいずれか一つを提出。No.6 と 7 も同様。

②23 区以外の東京圏から 23 区の法人等へ通勤していた方

		就業（一般）	就業（専門人材）	テレワーク	関係人口	起業
1	宇多津町東京圏移住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）	●	●	●	●	●
2	移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項及び個人情報の取扱い（様式第1号別紙1・別紙2）	●	●	●	●	●
3	就業証明書（様式第2号）【就業】※1	●	●			
4	就業証明書（様式第3号）【テレワーク（就業者用）】※1			●※2		
5	就業証明書（様式第4号）【テレワーク（個人事業主・フリーランス用）】			●※2		
6	就業証明書（様式第5号）【関係人口（就業者用）】※1				●※2	
7	就業証明書（様式第6号）【関係人口（個人事業主用）】				●※2	
8	勤務状況等に関する申告書（様式第7号）			●		
9	官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で、本人の写真を貼付したもののコピー 例：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等のコピー	●	●	●	●	●
10	住民票【世帯申請の場合は申請者を含む世帯全員分】	●	●	●	●	●
11	移住元での住民票の除票、又は戸籍の附票【世帯申請の場合は申請者を含む世帯全員分】（移住元での住所地、在住期間を確認できる書類）	●	●	●	●	●
12	香川県税及び本町の町税に滞納がないことを証明する書類【世帯申請の場合は申請者を含む世帯全員分】	●	●	●	●	●
13	移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類＜退職した法人等で発行＞ 例：就業証明書、退職証明書、離職票等	●	●	●	●	●
14	東京 23 区内の大学等の在学期間の分かる卒業証明書等の書類（東京 23 区内の大学等へ通学していた場合）	●	●	●	●	●
15	起業等スタートアップ支援補助金の交付決定通知書のコピー					●

※1 No.3、4、6 は就業先で作成。

※2 No.4 と 5 はいずれか一つを提出。No.6 と 7 も同様。

③23 区以外の東京圏から 23 区に通勤していた法人経営者又は個人事業主であった方

		就業（一般）	就業（専門人材）	テレワーク	関係人口	起業
1	宇多津町東京圏移住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）	●	●	●	●	●
2	移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項及び個人情報の取扱い（様式第1号別紙1・別紙2）	●	●	●	●	●
3	就業証明書（様式第2号）【就業】※1	●	●			
4	就業証明書（様式第3号）【テレワーク（就業者用）】※1			●※2		
5	就業証明書（様式第4号）【テレワーク（個人事業主・フリーランス用）】			●※2		
6	就業証明書（様式第5号）【関係人口（就業者用）】※1				●※2	
7	就業証明書（様式第6号）【関係人口（個人事業主用）】				●※2	
8	勤務状況等に関する申告書（様式第7号）			●		
9	官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で、本人の写真を貼付したもののコピー 例：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等のコピー	●	●	●	●	●
10	住民票【世帯申請の場合は申請者を含む世帯全員分】	●	●	●	●	●
11	移住元での住民票の除票、又は戸籍の附票【世帯申請の場合は申請者を含む世帯全員分】（移住元での住所地、在住期間を確認できる書類）	●	●	●	●	●
12	香川県税及び本町の町税に滞納がないことを証明する書類【世帯申請の場合は申請者を含む世帯全員分】	●	●	●	●	●
13	移住元での在勤地を確認できる書類 例：開業届出済証明書等	●	●	●	●	●
14	個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認）	●	●	●	●	●
15	東京 23 区内の大学等の在学期間の分かる卒業証明書等の書類（東京 23 区内の大学等へ通学していた場合）	●	●	●	●	●
16	起業等スタートアップ支援補助金の交付決定通知書のコピー					●

※1 No.3、4、6 は就業先で作成。

※2 No.4 と 5 はいずれか一つを提出。No.6 と 7 も同様。